

# 「緑の募金」に対する税制上の優遇

## ○法人の場合

### 法人税

東京緑化推進委員会が属する公益財団法人東京都農林水産振興財団（特定公益増進法人）に対する緑の募金等の寄付金は、特定寄付金として、通常とは別に定められた制限枠の範囲内で、次の1又は2のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

#### 1. 寄付金の合計額

#### 2. 特別損金算入限度額

##### ① ②以外の普通法人、協同組合等及び人格のない社団等の限度額

$〔\text{資本金等の額} \div 12 \times \text{当期の月数} \times 0.00375 + \text{所得の金額} \times 0.0625〕 \div 2$

##### ② 普通法人、協同組合等及び人格のない社団等で資本又は出資を有しないもの、非営利型の一般財団法人及び一般社団法人並びに非認定 NPO 法人などのみなし公益法人等の限度額

$〔\text{所得の金額} \times 0.0625〕$

ただし、2の限度額を超える寄付金については、一般の寄付金として、次の限度額に達するまでの金額が損金に算入されます。

$〔\text{資本金等の額} \div 12 \times \text{当期の月数} \times 0.0025 + \text{所得の金額} \times 0.025〕 \div 4$

## ○個人の場合

### 所得税

次のうち、有利な控除を選択します。

1. 税額控除： $(\text{寄付金額の合計額} - 2,000 \text{ 円}) \times 0.4$

2. 所得控除： $\text{寄付金額の合計額} - 2,000 \text{ 円}$

ただし、寄付金額の合計額は所得金額の40%相当額まで、また、税額控除額の合計額はその年分の所得税額の25%相当額まで

### 個人住民税

次の税額控除があります。

・都民税（次のA又はBのうちいずれか低い方の金額 $- 2,000 \text{ 円}$ ） $\times 0.04$

A 寄付金額の合計額

B 総所得金額等の30%

・区市町村民税 区市町村条例で定められた税額控除